工事共通仕様書（土木・配管工事編）表紙　目次　新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
工　事　共　通　仕　様　書 （土木・配管工事編） 令和~~5~~年~~5~~月 仙　台　市　水　道　局	工　事　共　通　仕　様　書 （土木・配管工事編） 令和6年4月 仙　台　市　水　道　局	

【現行】	【改定案】	【備考】
～（略）～	～（略）～	
１－28　施工管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~１４~~	１－28　施工管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５	
１－29　履行報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５	１－29　履行報告　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１５	
１－30　工事関係者に対する措置請求・・・・・・・・・・・・・・・・　１５	１－30　工事関係者に対する措置請求・・・・・・・・・・・・・・・・　１５	
１－31　工事中の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~１５~~	１－31　工事中の安全確保　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１６	
１－32　爆発及び火災の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７	１－32　爆発及び火災の防止　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１７	
１－33　跡片付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~１７~~	１－33　跡片付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　１８	
～（略）～	～（略）～	
１－41　工事測量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５	１－41　工事測量　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５	
１－42　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５	１－42　提出書類　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２５	
１－43　不可抗力による損害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~２５~~	１－43　不可抗力による損害　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６	
１－44　特許権等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６	１－44　特許権等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　２６	
１－45　保険の加入及び事故の補償及び建設業退職金共済制度・・・・　２６	１－45　保険の加入及び事故の補償及び建設業退職金共済制度・・・・　２６	
～（略）～	～（略）～	
第1節　施工一般	**第1節　施工一般**	
４－１－１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	４－１－１　適用範囲　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	
４－１－２　施工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	４－１－２　施工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	
４－１－３　水圧試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	４－１－３　水圧試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　３９	
４－１－４　管の洗浄　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０	４－１－４　管の洗浄　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４０	
４－１－５　管の明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４０~~	４－１－５　管の明示　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４２	
４－１－６　ポリエチレンスリーブ被覆工　・・・・・・・・・・・・・　~~４５~~	４－１－６　ポリエチレンスリーブ被覆工　・・・・・・・・・・・・・　４６	
４－１－７　溶剤浸透防護スリーブ被覆工　・・・・・・・・・・・・・　~~４７~~	４－１－７　溶剤浸透防護スリーブ被覆工　・・・・・・・・・・・・・　４８	
４－１－８　ロケーティングワイヤー設置工　・・・・・・・・・・・・　~~４７~~	４－１－８　ロケーティングワイヤー設置工　・・・・・・・・・・・・　４８	
第2節　管路掘削工	**第2節　管路掘削工**	
４－２－１　試掘調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４８~~	４－２－１　試掘調査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９	
４－２－２　埋設物の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４８~~	４－２－２　埋設物の保護・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９	
４－２－３　管基礎工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４８~~	４－２－３　管基礎工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９	
４－２－４　土留工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４８~~	４－２－４　土留工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　４９	
４－２－５　覆工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４９~~	４－２－５　覆工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０	
４－２－６　水替工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　~~４９~~	４－２－６　水替工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　５０	

【現行】	【改定案】	【備考】
第3節　管布設工	**第3節　管布設工**	
４－３－１　配管技能者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５０~~	４－３－１　配管技能者 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１	
４－３－２　管，弁類の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５０~~	４－３－２　管，弁類の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１	
４－３－３　管の据付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５０~~	４－３－３　管の据付け ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５１	
４－３－４　管の切断 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５１~~	４－３－４　管の切断 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５２	
４－３－５　既設管との連絡工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５２~~	４－３－５　既設管との連絡工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５３	
４－３－６　不断水穿孔工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５３~~	４－３－６　不断水穿孔工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４	
４－３－７　弁類取付工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５３~~	４－３－７　弁類取付工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４	
４－３－８　弁室その他の構造物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５３~~	４－３－８　弁室その他の構造物 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５４	
４－３－９　壁貫通部の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５４~~	４－３－９　壁貫通部の処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５５	
４－３－10　廃止管路の残置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５６~~	４－３－10　廃止管路の残置 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７	
	４－３－11　腐食抑制金具 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５７	
第4節　水道配水用ポリエチレン管の接合	**第4節　水道配水用ポリエチレン管の接合**	
４－４－１　一般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５７~~	４－４－１　一般 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８	
４－４－２　ＥＦ接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５７~~	４－４－２　ＥＦ接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５８	
４－４－３　メカニカル継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５８~~	４－４－３　メカニカル継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９	
４－４－４　継手の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５８~~	４－４－４　継手の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ５９	
第5節　ダクタイル鋳鉄管の接合	**第5節　ダクタイル鋳鉄管の接合**	
４－５－１　ＧＸ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~５９~~	４－５－１　ＧＸ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６０	
４－５－２　ＮＳ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６０~~	４－５－２　ＮＳ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６１	
４－５－３　Ｋ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６１~~	４－５－３　Ｋ形継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６２	
４－５－４　継手の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６２~~	４－５－４　継手の管理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６３	
４－５－５　特殊押輪継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６２~~	４－５－５　特殊押輪継手の接合 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６３	
第6節　フランジ継手	**第6節　フランジ継手**	
４－６－１　種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６３~~	４－６－１　種類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４	
４－６－２　フランジ継手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６３~~	４－６－２　フランジ継手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４	
４－６－３　フランジ継手の締め付け確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６３~~	４－６－３　フランジ継手の締め付け確認 ・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４	
４－６－４　絶縁フランジ継手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~６３~~	４－６－４　絶縁フランジ継手 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ６４	

【現行】	【改定案】	【備考】
第7節　鋼管溶接継手	**第7節　鋼管溶接継手**	
~~4－7－1　一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　65~~	4－7－1　一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　66	
~~4－7－2　炭素鋼の被覆アーク溶接　・・・・・・・・・・・・・・・・・　66~~	4－7－2　炭素鋼の被覆アーク溶接　・・・・・・・・・・・・・・・・・　67	
~~4－7－3　ステンレス鋼管の溶接　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　69~~	4－7－3　ステンレス鋼管の溶接　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　70	
~~4－7－4　非破壊検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71~~	4－7－4　非破壊検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72	
~~4－7－5　放射線透過試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71~~	4－7－5　放射線透過試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72	
~~4－7－6　超音波探傷試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　71~~	4－7－6　超音波探傷試験　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72	
第8節　電気防食工	**第8節　電気防食工**	
~~4－8－1　電気防食工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　72~~	4－8－1　電気防食工　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　73	
第9節　鋼管塗覆装及び塗装工	**第9節　鋼管塗覆装及び塗装工**	
~~4－9－1　一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　74~~	4－9－1　一般　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75	
~~4－9－2　無溶剤形エポキシ樹脂塗装・・・・・・・・・・・・・・・・・　74~~	4－9－2　無溶剤形エポキシ樹脂塗装・・・・・・・・・・・・・・・・・　75	
~~4－9－3　液状エポキシ樹脂塗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　75~~	4－9－3　液状エポキシ樹脂塗装　・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76	
~~4－9－4　ジョイントコート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　76~~	4－9－4　ジョイントコート　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　77	
~~4－9－5　塗覆装及び塗装面の検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・　77~~	4－9－5　塗覆装及び塗装面の検査　・・・・・・・・・・・・・・・・・　78	
~~4－9－6　手直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　78~~	4－9－6　手直し　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　79	
第 10 節　ビニル管接合	**第 10 節　ビニル管接合**	
~~4－10－1　ゴム輪形硬質塩化ビニル管の接合　・・・・・・・・・・・・　79~~	4－10－1　ゴム輪形硬質塩化ビニル管の接合　・・・・・・・・・・・・　80	
第 11 節　管路掘削に伴う路面復旧	**第 11 節　管路掘削に伴う路面復旧**	
~~4－11－1　埋戻し方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－1　埋戻し方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81	
~~4－11－2　仮復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－2　仮復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81	
~~4－11－3　本復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－3　本復旧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81	
~~4－11－4　施工後の道路管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－4　施工後の道路管理　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81	
~~4－11－5　路面の標識、構造物及び区画線　・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－5　路面の標識、構造物及び区画線　・・・・・・・・・・・・・　81	
~~4－11－6　後片づけ及び清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　80~~	4－11－6　後片づけ及び清掃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81	
第 12 節　水管橋	**第 12 節　水管橋**	
~~4－12－1　水管橋架設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　81~~	4－12－1　水管橋架設　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　82	

【現行】	【改定案】	【備考】
第 13 節　推進工事	**第 13 節　推進工事**	
４－13－１　一般事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８２~~ ４－13－２　さや管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８２~~ ４－13－３　施工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８２~~ ４－13－４　さや管内配管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８２~~ ４－13－５　中込め注入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８２~~	４－13－１　一般事項 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３ ４－13－２　さや管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３ ４－13－３　施工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３ ４－13－４　さや管内配管 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３ ４－13－５　中込め注入 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８３	
第 14 節　防凍工	**第 14 節　防凍工**	
４－14－１　防凍工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８３~~	４－14－１　防凍工 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８４	
第５章　給水装置切替工事	第５章　給水装置切替工事	
第1節　一般事項	**第1節　一般事項**	
５－１－１　適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８４~~ ５－１－２　工事基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８４~~ ５－１－３　使用材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８４~~ ５－１－４　切替工事施工図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８４~~ ５－１－５　個人情報の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８４~~	５－１－１　適用範囲 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５ ５－１－２　工事基準 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５ ５－１－３　使用材料 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５ ５－１－４　切替工事施工図 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５ ５－１－５　個人情報の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８５	
第2節　施工	**第2節　施工**	
５－２－１　切替工事対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８５~~ ５－２－２　切替工事範囲等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８５~~ ５－２－３　施工技能者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８５~~ ５－２－４　施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８５~~ ５－２－５　関係住民への広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８６~~ ５－２－６　土地の立入り等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８６~~ ５－２－７　配管工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８６~~ ５－２－８　土工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８６~~ ５－２－９　水圧試験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ~~８６~~	５－２－１　切替工事対象 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６ ５－２－２　切替工事範囲等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６ ５－２－３　施工技能者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６ ５－２－４　施工管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８６ ５－２－５　関係住民への広報 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７ ５－２－６　土地の立入り等 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７ ５－２－７　配管工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７ ５－２－８　土工事 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７ ５－２－９　水圧試験 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８７	

工事共通仕様書（土木・配管工事編）第１章 総則 新旧対照表

【現行】

第１章　総　　則

（省　略）

1-20 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

（省　略）

6.　段階確認は以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。
(1) 受注者は、設計図書に定めた工種、監督職員の定めた工種の施工段階においては段階確認を受けなければならない。
(2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（工種、細別、予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
(3) 段階確認は受注者が臨場するものとする。
(4) 受注者は、監督職員に、完成時不可視になる施行箇所の調査ができるように十分な機会を提供するものとする。

（省　略）

1-26 検査の実施

1.　受注者は、「仙台市水道局契約規程」に基づく検査を受けなければならない。
2.　完成時及び中間検査、既済部分に係る検査は、地方自治法第234条の２第１項の検査を実施するときに行うものとする。
3.　中間検査の時期選定は、監督職員が受注者の意見を聞いて行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日~~ならびに検査員氏名~~を、監督職員を通

【改定案】

第１章　総　　則

（省　略）

1-20 監督職員による検査（確認を含む）及び立会等

（省　略）

6.　段階確認は以下に掲げる各号に基づいて行うものとする。
(1) 受注者は、設計図書に定めた工種、監督職員の定めた工種及び配管工事については、表１－１段階確認一覧表に示す工種の施工段階において、段階確認を受けなければならない。
(2) 受注者は、事前に段階確認に係る報告（工種、細別、予定時期等）を所定の様式により監督職員に提出しなければならない。また、監督職員から段階確認の実施について通知があった場合には、受注者は、段階確認を受けなければならない。
(3) 段階確認は受注者が臨場するものとする。
(4) 受注者は、監督職員に、完成時不可視になる施行箇所の調査ができるように十分な機会を提供するものとする。

表１－１　段階確認一覧表

確認種別	細別	確認時期	確認項目
水圧試験	本管部	本管部布設完了後	加圧圧力及び加圧時間 ※基準は４－１－３水圧試験による。
	不断水穿孔部	不断水穿孔時 ※給水装置切替工における φ75以上の穿孔も含む	加圧圧力及び加圧時間 ※基準は４－３－６不断水穿孔工による。
管内洗浄工	本管部	本管部水圧試験完了後	洗浄体の排出及び洗浄後の水質

（省　略）

1-26 検査の実施

1.　受注者は、「仙台市水道局契約規程」に基づく検査を受けなければならない。
2.　完成時及び中間検査、既済部分に係る検査は、地方自治法第234条の２第１項の検査を実施するときに行うものとする。
3.　中間検査の時期選定は、監督職員が受注者の意見を聞いて行うものとし、発注者は受注者に対して中間検査を実施する旨及び検査日を、監督職員を通

【備考】

検査員氏名の通知を

【現行】	【改定案】	【備考】
じて事前に通知するものとする。 4. 検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 5. 受注者は、当該検査については、１－20 第３項の規定を準用する。 （省　略） 1-35 環境対策 （省　略） 4. 受注者は、工事の施工にあたり表１－1に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表１－1の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」（平成 17 年法律 51 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。（省略）ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。受注者はトンネル坑内作業において表１－2に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年基準に適合するものとして、表１－2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年３月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第 16 条第１項第２項もしくは第 20 条第１項第２項のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号）もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。（省略） 表１－1 （表省略） 表１－2 （表省略） （省　略） 表１－3　一般的制限値	じて事前に通知するものとする。 4. 検査員は、監督職員及び受注者の臨場のうえ、工事目的物を対象として工事の出来高に関する資料と対比し、以下の各号に掲げる検査を行うものとする。 (1) 工事の出来形について、形状、寸法、精度、数量、品質及び出来ばえの検査を行う。 (2) 工事管理状況について、書類、記録及び写真等を参考にして検査を行う。 5. 受注者は、当該検査については、１－20 第３項の規定を準用する。 （省　略） 1-35 環境対策 （省　略） 4. 受注者は、工事の施工にあたり表１－2に示す一般工事用建設機械を使用する場合は、表１－2の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に適合する法律」（平成 17 年法律 51 号）に基づく技術基準に適合する特定特殊自動車、または、「排出ガス対策型建設機械指定要領（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号）、「排出ガス対策型建設機械の普及促進に関する規程（平成 18 年３月 17 日付け国土交通省告示第 348 号）」もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。（省略）ただし、これにより難い場合は、監督職員と協議するものとする。受注者はトンネル坑内作業において表１－3に示す建設機械を使用する場合は、排出ガス 2011 年基準に適合するものとして、表１－3の下欄に示す「特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律施行規則」（平成 18 年３月 28 日経済産業省・国土交通省・環境省令第１号）第 16 条第１項第２項もしくは第 20 条第１項第２項のロに定める表示が付された特定特殊自動車、または「排出ガス対策型建設機械指定要領」（平成３年 10 月８日付け建設省経機発第 249 号）もしくは「第３次排出ガス対策型建設機械指定要領（平成 18 年３月 17 日付け国総施第 215 号）」に基づき指定されたトンネル工事用排出ガス対策型建設機械を使用しなければならない。（省略） 表１－2 （表省略） 表１－3 （表省略） （省　略） 表１－4　一般的制限値	削除

工事共通仕様書（土木・配管工事編）第４章 配管工事施工 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
第４章　配管工事施工 （省　略） 4-1-4 管の洗浄 ~~呼び径φ300 以下の~~管内~~の~~洗浄に使用する水は上水道水とし、　　洗浄方法は、ポリピッグ工法によることを原則とする。ただし、呼び径 φ50 以下はこの限りではなく、連絡工事時等の給水開始前に適量の水を放出し十分な管内流速（概ね0.4m/s 以上）をつけて洗浄することで、これに代えることができることとし、洗浄方法については監督職員との協議により決定するものとする。また、管内を消毒する場合は、「水道維持管理指針」を準用するものとする。 また、呼び径φ400 以上の管内の洗浄方法については、監督職員と協議の上決定することとする。	**第４章　配管工事施工** （省　略） 4-1-4 管の洗浄 １．　　管内洗浄に使用する水は上水道水とし、呼び径φ300 以下の洗浄方法は、ポリピッグ工法によることを原則とする。ただし、呼び径 φ50 以下はこの限りではなく、連絡工事時等の給水開始前に適量の水を放出し十分な管内流速（概ね0.4m/s 以上）をかけて洗浄することで、これに代えることができることとし、洗浄方法については監督職員との協議により決定するものとする。また、管内を消毒する場合は、「水道維持管理指針」を準用するものとする。 また、呼び径φ400 以上の管内の洗浄方法については、監督職員と協議の上決定することとする。 ２．ポリピッグ工法による管洗浄は、下記により行うものとする。 (1) 管洗浄に使用するピッグ 使用するピッグは、ハードベア及びスワブの２種類とし、ダクタイル鋳鉄管・水道配水用ポリエチレン管それぞれの管口径に適合するピッグを使用するものとする。 （図省略） (2) 洗浄実施範囲 呼び径φ75～φ300 についてはポリピッグ工法による洗浄となるが、既設管連絡部や布設延長が比較的短い場合（概ね２０m以下程度）の洗浄方法については、監督職員との協議により、ポリピッグによる洗浄ではなく、流速をかけた洗管のみとしても差し支えないものとする。 (3) 実施回数 管洗浄の実施回数については、新設管の場合最低１回実施するものとする。ただし、洗浄実施後に異物が検出された場合は監督職員の指示により、洗浄回数を増やさなければならない。 (4) ピッグの挿入 挿入する前にピッグの状態を確認し、劣化(割れ・欠け・ヒビ等)の見られないものを使用する。ピッグの挿入に関しては滑剤等を塗布せず、ピッグ単体を挿入すること。 (5) 弁栓類の開閉確認 ピッグの対象路線外への逸走を防止めするため、監督職員の指示に従い、仕切弁の開閉状況及び補修弁の閉栓確認を行ったうえで実施すること。 (6) 実施に伴う安全対策 a　ピッグの排出箇所は、水圧による管の伸縮及び仮設管の抜け出しが起こらないよう、端部を固定して行うこと。 b　洗浄後の排水及びピッグの飛散防止策を講じたうえで実施すること。 ３．管洗浄に伴う水道局職員の作業 (1) 弁栓類の操作は、水道局職員が行うものとする。	

【現行】	【改定案】	【備考】
（省　略） 4-1-5 管の明示 （本文省略） **舗装構成と管明示シートの位置**　設置条件：路面下500までの路盤直下又は路盤中、ただし管上300以上 ~~φ300~~以下の場合を図示したものであり、φ400以上は2段、さらにφ800以上は上段が2列となる　４－１－５参考図(1) 車　道　※φ300以下の~~配水支管~~の標準土被りは800mmであるが，D舗装の場合は1200mmである。~~また，導水・送水・配水本管の場合はφ300以下でも土被りは1200以深とすること。~~ 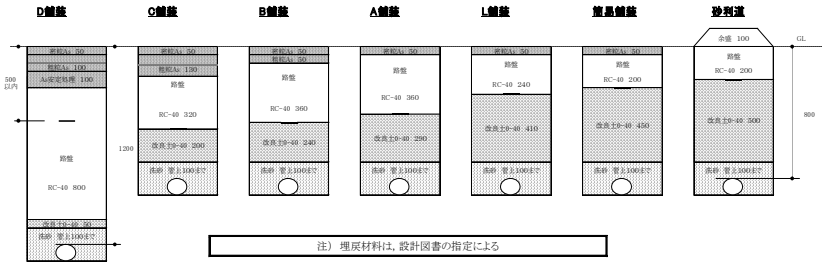 **舗装構成と管明示シートの位置**　設置条件：路面下500までの路盤直下又は路盤中、ただし管上300以上 ~~φ350~~以下の場合を図示したものであり、φ400以上は2段、さらにφ800以上は上段が2列となる　４－１－５参考図(2) 歩　道　※φ300以下の~~配水支管~~の標準土被りは800mmである。~~導水・送水・配水本管の場合はφ300以下でも土被りは1200以深とすること。~~ ※マウントアップ歩道では一般部で規定の土被りを確保するものとし，乗入れ（切り下げ）部においても一般部のGL面を基準とした下がりで管理すること。 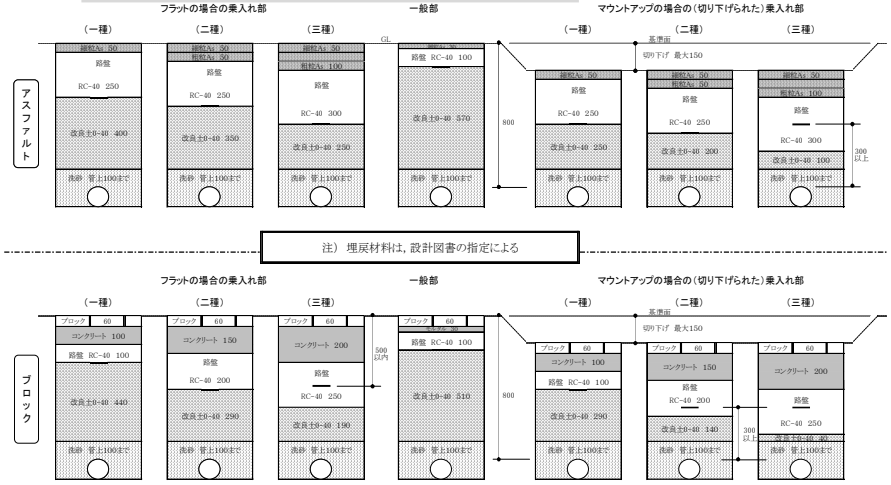 （省　略）	<u>(2)　管洗浄の実施後、水道局職員は管洗浄の対象路線を代表する箇所について水質の確認を行い、その結果を記録するものとする。</u> （省　略） 4-1-5 管の明示 （本文省略） **舗装構成と管明示シートの位置**　設置条件：路面下500までの路盤直下又は路盤中、ただし管上300以上 φ300以下の場合を図示したものであり、φ400以上は2段、さらにφ800以上は上段が2列となる　４－１－５参考図(1) 車　道　※φ300以下の標準土被りは800mmであるが，D舗装の場合は1200mmである。 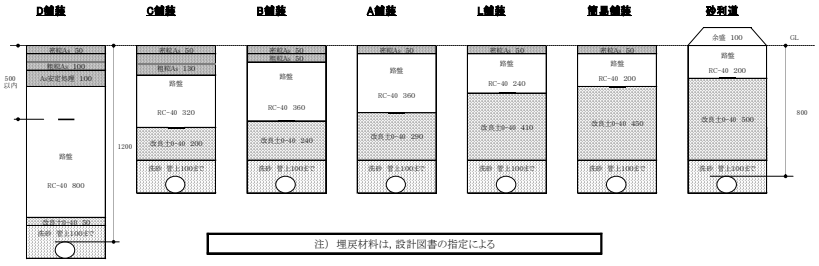 **舗装構成と管明示シートの位置**　設置条件：路面下500までの路盤直下又は路盤中、ただし管上300以上 φ300以下の場合を図示したものであり、φ400以上は2段、さらにφ800以上は上段が2列となる　４－１－５参考図(2) 歩　道 ※φ300以下の標準土被りは800mmである。 ※マウントアップ歩道では一般部で規定の土被りを確保するものとし，乗入れ（切り下げ）部においても一般部のGL面を基準とした下がりで管理すること。 ※アスファルト部について、市街化区域は開粒As、その他の区域は細粒Asを標準とする。 ただし、開粒Asに必要な路盤厚は15cmとなり、路盤ぶらのやり直しが発生する場合があるため、道路管理者と協議すること。 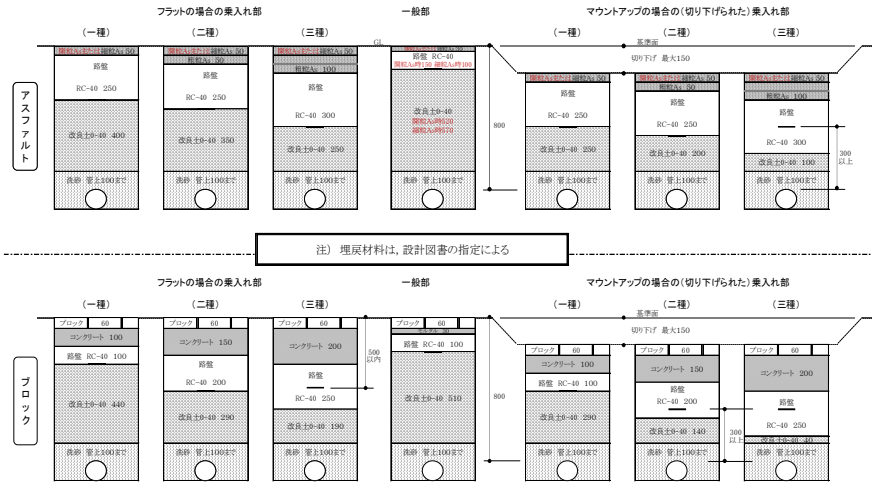 （省　略）	

【現行】	【改定案】	【備考】
４－３－１０ 廃止管路の残置 呼び径φ150 以上の廃止管路を残置する場合には、管内を原則としてモルタルで充填すること。 （省　略）	４－３－１０ 廃止管路の残置 呼び径φ150 以上の廃止管路を残置する場合には、管内を原則としてモルタルで充填すること。 ４－３－１１　腐食抑制金具 以下に示す箇所の押輪・割Ｔ 字管のＴ 頭ボルト、 フランジボルトには必ず腐食抑制金具を装着すること。 (1)　埋設部 (2)　消火栓、空気弁など本管から分岐して設置される付属設備における補修弁下側のフランジ部 (3)　水没する可能性のある弁室内配管部 （省　略）	

【現行】	【改定案】	【備考】
付則１　工事施工管理基準及び規格値 令和~~５~~年~~５~~月 仙　台　市　水　道　局	付則１　工事施工管理基準及び規格値 令和６年４月 仙　台　市　水　道　局	

【現行】

（省　略）

付則1　出来形管理基準及び規格値

章	節	工種	測定項目	規格値
4 配管工事施工	3 管布設工	管の据付け	基準高▽	±30mm
			土被り	
	4 水道配水用ポリエチレン管	融着(EF)接合	POLITEC「水道配水用ポリエチレン管及び管継手　施工マニュアル」に準拠及び工事共通仕様書(土木・配管工事編)4—4—2による	
		メカニカル継手	POLITEC「水道配水用ポリエチレン管及び管継手　施工マニュアル」に準拠及び工事共通仕様書(土木・配管工事編)4—4—3による	
	4 ダクタイル鋳鉄管の接合	GX形継手	JDPA　W　16「GX形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－4－4による	
		NS形継手	JDPA　W　12 及び　JDPA W 14「NS形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－4－4による	
		K形継手	JDPA　W　05「K形形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－4－4による	
	8 鋼管塗装及び塗装工	管塗装	塗膜厚（鋼管現場溶接箇所）	a. 計測平均値は設計厚以上
				b. 計測値の最小値は設計厚の75%以上
その他	その他	弁　　室	基準高▽	±30mm
		流量計室	高さ　h	±30mm
		配水池	幅　　W	－30mm
		貯水槽	長さ　L	－30mm
			厚さ　t1，t2，t3	－20mm
		管防護コンクリートエ（管布設工事に付帯する構造物）	幅　　W	－30mm
			高さ　h	
			長さ　L，a，b，c，d，e，f	

・この基準によらないものについては，県共通仕様書を準用するものとする
・工事の種類，規模，施工条件により，この基準によりがたい場合は，特記仕様書又は監督職員の承諾を得て，他の方法によることができる

（省　略）

【改定案】

（省　略）

付則1　出来形管理基準及び規格値

章	節	工種	測定項目	規格値
4 配管工事施工	3 管布設工	管の据付け	基準高▽	±30mm
			土被り	
	4 水道配水用ポリエチレン管	融着(EF)接合	POLITEC「水道配水用ポリエチレン管及び管継手　施工マニュアル」に準拠及び工事共通仕様書(土木・配管工事編)4—4—4による	
		メカニカル継手	POLITEC「水道配水用ポリエチレン管及び管継手　施工マニュアル」に準拠及び工事共通仕様書(土木・配管工事編)4—4—4による	
	4 ダクタイル鋳鉄管の接合	GX形継手	JDPA　W　16「GX形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－5－4による	
		NS形継手	JDPA　W　12 及び　JDPA W 14「NS形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－5－4による	
		K形継手	JDPA　W　05「K形形ダクタイル管　接合要領書」に準拠及び工事共通仕様書(土木・管工事編)4－5－4による	
	8 鋼管塗装及び塗装工	管塗装	塗膜厚（鋼管現場溶接箇所）	a. 計測平均値は設計厚以上
				b. 計測値の最小値は設計厚の75%以上
その他	その他	弁　　室	基準高▽	±30mm
		流量計室	高さ　h	±30mm
		配水池	幅　　W	－30mm
		貯水槽	長さ　L	－30mm
			厚さ　t1，t2，t3	－20mm
		管防護コンクリートエ（管布設工事に付帯する構造物）	幅　　W	－30mm
			高さ　h	
			長さ　L，a，b，c，d，e，f	

・この基準によらないものについては，県共通仕様書を準用するものとする
・工事の種類，規模，施工条件により，この基準によりがたい場合は，特記仕様書又は監督職員の承諾を得て，他の方法によることができる

（省　略）

【備考】

【現行】	【改定案】	【備考】
写真管理基準 （省　略） （工事写真の撮影基準） 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1)撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。 (2)撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。 ①工事名 ②工種等 ③測点(位置) ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 ~~なお、~~小黒板の判読が困難となる場合は別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。 ~~特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。~~ （写真の省略） 4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 （写真の色彩） 5. 写真はカラーとする。 （写真の大きさ）	写真管理基準 （省　略） （工事写真の撮影基準） 3. 工事写真の撮影は以下の要領で行う。 (1)撮影頻度 工事写真の撮影頻度は、別紙撮影箇所一覧表に示すものとする。 特殊な場合で監督職員が指示するものは、指示した項目を指示した頻度で撮影するものとする。 (2)撮影方法 写真撮影にあたっては、次の項目のうち必要事項を記載した小黒板を被写体とともに写しこむものとする。 ①工事名 ②工種等 ③測点(位置) ④設計寸法 ⑤実測寸法 ⑥略図 小黒板の判読が困難となる場合は、別紙に必要事項を記入し写真に添付して整理する。 小黒板情報電子化による場合については、「8　小黒板情報電子化」を参照のこと。 （写真の省略） 4. 工事写真は次の場合に省略するものとする。 (1)品質管理写真について、公的機関で実施された品質証明書を保管整備できる場合は、撮影を省略するものとする。 (2)出来形管理写真について、完成後測定可能な部分については、出来形管理状況のわかる写真を細別ごとに1回撮影し、後は撮影を省略するものとする。 (3)監督職員が臨場して段階確認した箇所は、出来形管理写真の撮影を省略するものとする。 （写真の色彩） 5. 写真はカラーとする。 （写真の大きさ）	(2)から移動

<table>
<tr><th>【現行】</th><th>【改定案】</th><th>【備考】</th></tr>
<tr>
<td>6．写真の大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
(1)着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
(2)監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事写真帳の大きさ)
7．工事写真帳は、A4 版とする。

(工事写真帳の提出部数及び形式)
8．工事写真帳の提出部数及び形式は次によるものとする。
(1)工事写真として、工事写真帳と原本を工事完成時に各1部提出する。
(2)原本としては、密着写真(インデックス・プリントでも可)または電子媒体とする。

(工事写真の整理方法)
9．工事写真の整理方法は次によるものとする。
(1)工事写真の原本を密着写真またはインデックス・プリントで提出する場合は、主要工種を記載し提出する。
電子媒体で提出する場合は主要工種がわかるように写真一覧コマ撮りにしたものを添付するものとする。
(2)工事写真帳の整理については、工種毎に別紙撮影箇所一覧表の提出頻度に示すものを標準とする。なお、提出頻度とは受注者が撮影頻度に基づき撮影した工事写真のうち、工事写真帳として貼付整理し提出する枚数を示したものである。

(電子媒体に記録する工事写真)
10. 電子媒体に記録する工事写真の属性情報等については、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準(案)」によるものとする。</td>
<td>6．写真の大きさはサービスサイズ程度とする。ただし、次の場合は別の大きさとすることができる。
(1)着手前、完成写真等はキャビネ版又はパノラマ写真(つなぎ写真可)とすることができる。
(2)監督職員が指示するものは、その指示した大きさとする。

(工事完成時の提出物)
7. 工事完成時の提出物は工事写真原本及び工事写真帳とし、その形式、部数及び整理方法は以下のとおりとする。
<table>
<tr><th></th><th>工事写真原本</th><th>工事写真帳</th></tr>
<tr><td>対象写真</td><td>別紙撮影箇所一覧表の「撮影頻度」に基づいて撮影した工事写真</td><td>別紙撮影箇所一覧表の「提出頻度」に基づいて工事写真原本から抽出した工事写真</td></tr>
<tr><td>形式及び部数</td><td>インデックスプリント　1部
または　電子媒体　　1部</td><td>A4版印刷物　1部</td></tr>
<tr><td>整理方法</td><td>インデックスプリントの場合は、A4版の用紙に縦20mm×横30mm～縦30mm×横40mm 程度の写真を一覧配置する。各写真の主要工種等の記載は任意とする。
電子媒体に格納して提出する場合は、国土交通省作成の「デジタル写真管理情報基準」によるものとする。</td><td>閲覧性に配慮の上、A4版の用紙に「6　写真の大きさ」に示す大きさの写真を配置し、各写真の主要工種及びその他補足等を記載する。</td></tr>
</table>
※上記はデジタルカメラによる撮影を前提としている。フィルムカメラによる場合の形式及び整理方法等については、監督員との協議により定めるものとする。

8　小黒板情報電子化
「工事に係る打合せ簿」等により現場着手前に監督職員の承諾を得た工事については、被写体画像の撮影と同時に小黒板の記載情報を電子的に記入する方法(以下「小黒板情報電子化」という。)により工事写真の撮影を行うことができるものとし、その取扱いは以下のとおりとする。
(1)小黒板情報電子化の実施に必要な機器・ソフトウェア等(以下「使用機器」という。)は、以下の全ての要件を満たすものを受注者が選定し、現場着手前に監督職員に提示するものとする。
①　前記「3　工事写真の撮影基準」に示す項目の電子的記入ができること
②　「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト(CRYPTREC 暗号リス</td>
<td>改定前の7～10項を統合のうえ、表とした。

改定前は主要工種の記載を義務付けていたが、省力化を考慮し任意とした。

フィルムカメラによる場合については例外的な扱いとした（県・市の共通仕様書でも同様)。

電子小黒板に係る項目を追加</td>
</tr>
</table>

【現行】	【改定案】	【備考】
	ト)」(https://www.cryptrec.go.jp/list.html)に記載している技術を使用した信憑性確認機能(改ざん検知機能)を有すること (2)使用機器の選定は、(一社)施工管理ソフトウェア産業協会(https://www.jcomsia.org/kokuban)の検定合格ソフトウェア一覧を参考にすること。ただし、同一覧の機器に限定するものではない。 (3)使用機器は受注者が調達するものとし、その導入に係る費用は技術管理費の写真管理に要する費用に含まれるものとする。使用機器の導入に係る費用とは、以下に係る機器経費及び電算使用料等を指す。 ① 機器及び撮影ソフトウェア等 ② チェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェア及び工事写真ビューアソフト ③ その他、小黒板情報電子化の実施のため必要となるもの (4)高温多湿、粉じん等の現場条件の影響により、使用機器の運用が困難な箇所においては、通常の小黒板による撮影とすることができるものとする。 (5)本項に基づく小黒板情報電子化は、「9 留意事項等」及び国土交通省「デジタル写真管理情報基準」で規定されている写真編集には該当しない。 (6)小黒板情報電子化により撮影した工事写真(以下「小黒板情報電子化写真」という。)を納品する際、受注者は改ざん検知機能(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアや工事写真ビューアソフト又はWeb上のチェックツール(https://www.jcomsia.org/kokuban等。この他のWebツールの使用を制限するものではない。)を用いて、小黒板情報電子化写真の信憑性確認を行い、その結果を「工事に係る打合せ簿」等により監督職員へ提出するものとする。なお、提出された信憑性確認の結果を、監督職員が確認することがある。	電子小黒板の導入・運用費用は共通仮設費(技術管理費)の率計上に含む(追加経費なし)。 小黒板の撮影は改竄に当たらないことを明記
(留意事項等) 11. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1)撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は,監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。	(留意事項等) 9. 別紙撮影箇所一覧表の適用について、次の事項を留意するものとする。 (1)撮影項目、撮影頻度等が工事内容により不適切な場合は,監督職員の指示により追加、削減するものとする。 (2)施工状況等の写真については、ビデオカメラ等の活用ができるものとする。 (3)不可視となる出来形部分については、出来形寸法(上墨寸法含む)が確認できるよう、特に注意して撮影するものとする。 (4)撮影箇所がわかりにくい場合には、写真と同時に見取り図等をアルバムに添付する。 (5)撮影箇所一覧表に記載のない工種については、類似工種を準用するものとする。 (6)写真の編集は認めない。	

【現行】

（省　略）

工事別写真撮影箇所一覧表

章	節	工種	写真管理項目				摘要
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期	提出頻度	
（省略）							
5 給水装置切替工事	15 施工	配管工事	全景（分水部～既設管接続部）	全箇所1回	接続後	全箇所分	
			既設管接続箇所	全箇所1回	接続後		
			埋設深度	施工箇所又は4件毎1回	布設後	代表箇所各1枚	
			DIP使用箇所	第3節　管布設工　及び 第4節　ダクタイル鋳鉄管の接合に準拠			
		土工事	舗装破砕状況	施工箇所又は4件毎1回	施工中	代表箇所各1枚	
			掘削状況	施工箇所又は4件毎1回	施工中		
			掘削深さ及び幅	施工箇所又は4件毎1回	掘削後		
			その他	第２節　管路掘削工　及び 第10節　管路掘削に伴う路面復旧に準拠			
		宅地内復旧	復旧状況	全箇所	復旧前後	全箇所分	
その他		撤去品	材質 形状寸法	全延長	撤去完了後	全延長分	
		他企業の立会を要するもの	立会い状況	その都度	実施中	適宜	

【改定案】

（省　略）

工事別写真撮影箇所一覧表

章	節	工種	写真管理項目				摘要
			撮影項目	撮影頻度	撮影時期	提出頻度	
（省略）							
5 給水装置切替工事	15 施工	配管工事	全景（分水部～既設管接続部）	全箇所1回	接続後	全箇所分	
			既設管接続箇所	全箇所1回	接続後		
			埋設深度	施工箇所又は4件毎1回	布設後	代表箇所各1枚	
			DIP使用箇所	第3節　管布設工　及び 第5節　ダクタイル鋳鉄管の接合に準拠 ※撮影頻度の「40m毎1回」を「4件毎1回」に読み替える			
		土工事	第2節　管路掘削工　及び 第11節　管路掘削に伴う路面復旧に準拠 ※撮影頻度の「200m毎1回」を「10件毎1回」に読み替える				
		宅地内復旧	復旧状況	全箇所	復旧前後	全箇所分	
その他		撤去品	材質 形状寸法	全延長	撤去完了後	全延長分	
		他企業の立会を要するもの	立会い状況	その都度	実施中	適宜	

【備考】

工事共通仕様書（土木・配管工事編）　付則２ 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
付則２　工　事　関　係　提　出　様　式 令和~~５~~年~~５~~月 仙　台　市　水　道　局	付則２　工　事　関　係　提　出　様　式 令和６年４月 仙　台　市　水　道　局	

【現行】

（省 略）

付則2 提出書類一覧表

工事共通仕様書（土木・配管工事編）付則2

提 出 書 類 一 覧 表

規　　程 ： 仙台市水道局契約規程
約　　款 ： 工事請負契約書契約約款
仕　　様 ： 工事共通仕様書（土木・配管工事編）
副産物要綱 ： 仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進要綱

様式番号	様 式 名 称	条 項	提 出 期 日	部数	摘 要
	（省 略）				
28	完成届	約款第31条第1項	完成日（契約工期末日の14日前まで）	1	
29	完成検査日通知書	約款第31条第2項	その都度	—	
29-2	既済部分検査日通知書	約款第37条第3項	その都度	—	
29-3	一部完成検査日通知書	約款第38条第1項，第31条第2項	その都度	—	
29-4	中間検査日通知書		その都度	—	
29-5	精算検査日通知書	約款第52条第１項	その都度	—	
30	検査結果通知書	約款第31条	検査後速やかに	—	2部通知 発注者，受注者双方で原本を保管
30-2	一部完成検査結果通知書	約款第38条第１項 第31条第2項	検査後速やかに	—	
30-3	中間検査結果通知書		検査後速やかに	—	
30-4	精算検査結果通知書	約款第52条第1項	検査後速やかに	—	
~~30の2~~	~~工事成績評定通知書~~	~~工事成績評定要綱第10条~~	~~検査後速やかに~~	~~—~~	
	（省 略）				
71	再生資源利用計画書 （建設資材搬入工事用）	副産物要綱第11条第3項	施工計画書提出時	1	施工計画書に添付
72	再生資源利用促進計画書 （建設副産物搬出工事用）	副産物要綱第11条第3項	施工計画書提出時	1	施工計画書に添付
~~73~~	~~建設廃棄物処理計画書~~	~~副産物要綱第11条第3項~~	~~施工計画書提出時~~	~~1~~	~~施工計画書に添付~~
	（省 略）				
93	K形継手チェックシート（参考）	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94	GX継手チェックシート（参考） 直管・P-link	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94-2	GX継手チェックシート（参考） 異形管・G-link	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94-3	GX継手チェックシート（参考） 継ぎ輪	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95	NS継手チェックシート（参考） 直管・呼び径φ500～φ1000	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95-2	NS継手チェックシート（参考） 異形管・呼び径φ500～φ1000	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95-3	NS継手チェックシート（参考） 継ぎ輪・呼び径φ500～φ1000	仕様 ~~4-4-7~~第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
96	ワンデーレスポンス相談票	施工条件明示書	その都度	2	受注者一局

（省 略）

【改定案】

（省 略）

付則2 提出書類一覧表

工事共通仕様書（土木・配管工事編）付則2

提 出 書 類 一 覧 表

規　　程 ： 仙台市水道局契約規程
約　　款 ： 工事請負契約書契約約款
仕　　様 ： 工事共通仕様書（土木・配管工事編）
副産物要綱 ： 仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進要綱

様式番号	様 式 名 称	条 項	提 出 期 日	部数	摘 要
	（省 略）				
28	完成届	約款第31条第1項	完成日（契約工期末日の14日前まで）	1	
29	完成検査日通知書	約款第31条第2項	その都度	—	
29-2	既済部分検査日通知書	約款第37条第3項	その都度	—	
29-3	一部完成検査日通知書	約款第38条第1項，第31条第2項	その都度	—	
29-4	中間検査日通知書		その都度	—	
29-5	精算検査日通知書	約款第52条第１項	その都度	—	
30	検査結果通知書	約款第31条	検査後速やかに	—	2部通知 発注者，受注者双方で原本を保管
30-2	一部完成検査結果通知書	約款第38条第１項 第31条第2項	検査後速やかに	—	
30-3	中間検査結果通知書		検査後速やかに	—	
30-4	精算検査結果通知書	約款第52条第1項	検査後速やかに	—	
	（省 略）				
71	再生資源利用計画書 （建設資材搬入工事用）	副産物要綱第11条第3項	施工計画書提出時	1	施工計画書に添付
72	再生資源利用促進計画書 （建設副産物搬出工事用）	副産物要綱第11条第3項	施工計画書提出時	1	施工計画書に添付
	（省 略）				
93	K形継手チェックシート（参考）	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94	GX継手チェックシート（参考） 直管・P-link	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94-2	GX継手チェックシート（参考） 異形管・G-link	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
94-3	GX継手チェックシート（参考） 継ぎ輪	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95	NS継手チェックシート（参考） 直管・呼び径φ500～φ1000	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95-2	NS継手チェックシート（参考） 異形管・呼び径φ500～φ1000	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
95-3	NS継手チェックシート（参考） 継ぎ輪・呼び径φ500～φ1000	仕様 4-5-4第2項	監督職員が指示する期日まで	1	受注者一局
96	ワンデーレスポンス相談票	施工条件明示書	その都度	2	受注者一局

（省 略）

【備考】

様式第30の2削除

様式第73号削除

過去の項ズレ修正

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第2号（約款第１条関係） **設計図書等に関する質問・回答書** 年　月　日 商号又は名称 代　表　者　　印 設計番号 工事件名 工事場所 番号 ／ 質　問　事　項 ／ 回　答　事　項 年　月　日 回答者 課長（又は公所長） （公印省略） 注：回答を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。 （省　略）	様式第2号（約款第１条関係） **設計図書等に関する質問・回答書** 年　月　日 商号又は名称 代　表　者 設計番号 工事件名 工事場所 番号 ／ 質　問　事　項 ／ 回　答　事　項 年　月　日 回答者 課長（又は公所長） （公印省略） 注：回答を閲覧に供するときは、質問者名を公表しないこと。 （省　略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式　第4号(規定第23条第2項，約款第3条関係) 着手届等 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　建設業許可番号　国土交通大臣　知事特第　号 住所 氏名　印 仙台市水道局契約規程第23条第2項及び工事請負契約書第3条の規定に基づき，下記のとおり着手するとともに請負代金内訳書及び，工事工程表を別紙のとおり提出します。 記 1　設計番号 2　工事件名 3　工事場所 4　契約締結年月　年　月　日 5　工期　年　月　日　から　年　月　日 6　請負代金額　億 千 百 十 万 千 百 十 壱　円也 7　着手日　年　月　日 ※請負代金内訳書は金抜設計書に金額を記入したものとする。 ※正1通　副1通を提出すること。 (省 略)	様式　第4号(規定第23条第2項，約款第3条関係) 着手届等 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　建設業許可番号　国土交通大臣　知事特第　号 住所 氏名 仙台市水道局契約規程第23条第2項及び工事請負契約書第3条の規定に基づき，下記のとおり着手するとともに請負代金内訳書及び，工事工程表を別紙のとおり提出します。 記 1　設計番号 2　工事件名 3　工事場所 4　契約締結年月　年　月　日 5　工期　年　月　日　から　年　月　日 6　請負代金額　億 千 百 十 万 千 百 十 壱　円也 7　着手日　年　月　日 ※請負代金内訳書は金抜設計書に金額を記入したものとする。 ※正1通　副1通を提出すること。 (省 略)	押印見直し

<table>
<tr><th>【現行】</th><th>【改定案】</th><th>【備考】</th></tr>
<tr>
<td>
様式第６号（約款第７条関係）

下請負人通知書（第　　回）

年　月　日
仙台市水道事業管理者
様

受注者　住所
商号又は名称
氏名　　㊞

工事の一部を第三者に請け負わせましたので，下請体制表を添えて，工事請負契約書第７条の規定により通知します。

記
<table>
<tr><td>１設計番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>２工事件名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>３工事場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４契約年月日</td><td colspan="3">年　月　日（最終変更契約　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>５契約工期</td><td colspan="3">当初契約工期　　年　月　日から　　年　月　日まで
（原契約最終工期　　年　月　日まで）</td></tr>
<tr><td>６請負代金額</td><td colspan="3">原契約金額　金　　円（当初契約金額　金　　円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">７一次下請負額の合計及び下請業者数</td><td>前回まで</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>今　回</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>８下請内容</td><td colspan="3">・別紙「下請体制表」のとおり</td></tr>
</table>
（注）別紙「下請体制表」には，一次のみではなく二次以下の全ての下請負及び委託（交通誘導警備員，収集運搬等）についても記入すること。但し，委託は上記７の下請負額，下請負業者数に含めない。

（省 略）
</td>
<td>
様式第６号（約款第７条関係）

下請負人通知書（第　　回）

年　月　日
仙台市水道事業管理者
様

受注者　住所
商号又は名称
氏名

工事の一部を第三者に請け負わせましたので，下請体制表を添えて，工事請負契約書第７条の規定により通知します。

記
<table>
<tr><td>１設計番号</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>２工事件名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>３工事場所</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>４契約年月日</td><td colspan="3">年　月　日（最終変更契約　　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>５契約工期</td><td colspan="3">当初契約工期　　年　月　日から　　年　月　日まで
（原契約最終工期　　年　月　日まで）</td></tr>
<tr><td>６請負代金額</td><td colspan="3">原契約金額　金　　円（当初契約金額　金　　円）</td></tr>
<tr><td rowspan="3">７一次下請負額の合計及び下請業者数</td><td>前回まで</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>今　回</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>計</td><td>金　　円（一次下請　社，二次下請　社，三次以降下請　社）</td></tr>
<tr><td>８下請内容</td><td colspan="3">・別紙「下請体制表」のとおり</td></tr>
</table>
（注）別紙「下請体制表」には，一次のみではなく二次以下の全ての下請負及び委託（交通誘導警備員，収集運搬等）についても記入すること。但し，委託は上記７の下請負額，下請負業者数に含めない。

（省 略）
</td>
<td>押印見直し</td>
</tr>
</table>

【現行】

様式第9号（約款第10条関係）

現　場　代　理　人　等　通　知　書

年　月　日

仙台市水道事業管理者

様

受注者 住所

氏名　　㊞

　　年　月　日付けで契約した　　工事について，工事請負契約書第10条に基づき，現場代理人等を下記のとおり定め（変更し）たので，別紙経歴書を添えて通知します。

記

区分	新	旧
	氏名	氏名
現場代理人		
主任技術者		
監理技術者		
特例監理技術者		
監理技術者補佐		
専門技術者		
変更年月日		

主任技術者又は監理技術者等の資格を証する免許証、資格者証の写しを添付すること。

（省　略）

【改定案】

様式第9号（約款第10条関係）

現　場　代　理　人　等　通　知　書

年　月　日

仙台市水道事業管理者

様

受注者 住所

氏名

　　年　月　日付けで契約した　　工事について，工事請負契約書第10条に基づき，現場代理人等を下記のとおり定め（変更し）たので，別紙経歴書を添えて通知します。

記

区分	新	旧
	氏名	氏名
現場代理人		
主任技術者		
監理技術者		
特例監理技術者		
監理技術者補佐		
専門技術者		
変更年月日		

主任技術者又は監理技術者等の資格を証する免許証、資格者証の写しを添付すること。

（省　略）

【備考】

押印見直し

【現行】

様式第17号（約款第15条第3項関係）

支 給 品 受 領 書

仙台市水道事業管理者　　年　月　日

様

受注者名

現場代理人氏名　　印

年　月　日付けで契約締結した　　工事において当該契約に基づく下記記載物品を受領しましたので、工事請負契約書第15条第3規定により提出します。

記

品　名	規　格	単位	数　量	備　考

注：部品がある場合は備考欄に部品名（ボルト等）を記入する。

課・公所名	課　長	係　長	担　当

主任（監理）技術者

（省 略）

【改定案】

様式第17号（約款第15条第3項関係）

支 給 品 受 領 書

仙台市水道事業管理者　　年　月　日

様

受注者名

現場代理人氏名

年　月　日付けで契約締結した　　工事において当該契約に基づく下記記載物品を受領しましたので、工事請負契約書第15条第3規定により提出します。

記

品　名	規　格	単位	数　量	備　考

注：部品がある場合は備考欄に部品名（ボルト等）を記入する。

課・公所名	課　長	係　長	担　当

主任（監理）技術者

（省 略）

【備考】

押印見直し

<table>
<tr><th>【現行】</th><th>【改定案】</th><th>【備考】</th></tr>
<tr>
<td>
様式第18号（約款第15条第9項関係）
支 給 品 精 算 書
仙台市水道事業管理者　　年　月　日
様
受注者名
現場代理人氏名　　印
年　月　日付けで契約締結した　　工事において当該契約に基づく支給品について工事請負契約書第15条第9項の規定により下記の通り精算します。
記
<table>
<tr><th rowspan="2">品　名</th><th rowspan="2">規　格</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">数　量</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>支給数量</th><th>使用数量</th><th>残数量</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注：部品がある場合は備考欄に部品名（ボルト等）を記入する。
<table>
<tr><th>課・公所名</th><th>課　長</th><th>係　長</th><th>担　当</th><th>主任（監理）技術者</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（省 略）
</td>
<td>
様式第18号（約款第15条第9項関係）
支 給 品 精 算 書
仙台市水道事業管理者　　年　月　日
様
受注者名
現場代理人氏名
年　月　日付けで契約締結した　　工事において当該契約に基づく支給品について工事請負契約書第15条第9項の規定により下記の通り精算します。
記
<table>
<tr><th rowspan="2">品　名</th><th rowspan="2">規　格</th><th rowspan="2">単位</th><th colspan="3">数　量</th><th rowspan="2">備考</th></tr>
<tr><th>支給数量</th><th>使用数量</th><th>残数量</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
注：部品がある場合は備考欄に部品名（ボルト等）を記入する。
<table>
<tr><th>課・公所名</th><th>課　長</th><th>係　長</th><th>担　当</th><th>主任（監理）技術者</th></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（省 略）
</td>
<td>押印見直し</td>
</tr>
</table>

【現行】

様式第25号（約款第21条関係）

年　月　日

仙台市水道事業管理者

様

受注者　住所

氏名　印

工 期 の 延 期 に つ い て

工事請負契約書第21条の規定に基づき下記のとおり工期の延期について請求します。

記

1 設計番号	
2 工事件名	
3 工事場所	
4 契約締結年月日	年　月　日
5 契約工期	年　月　日 から 年　月　日まで
6 請負代金額	
7 延期期日	完成期日　年　月　日（　日間）
8 延期の理由	

（省 略）

【改定案】

様式第25号（約款第21条関係）

年　月　日

仙台市水道事業管理者

様

受注者　住所

氏名

工 期 の 延 期 に つ い て

工事請負契約書第21条の規定に基づき下記のとおり工期の延期について請求します。

記

1 設計番号	
2 工事件名	
3 工事場所	
4 契約締結年月日	年　月　日
5 契約工期	年　月　日 から 年　月　日まで
6 請負代金額	
7 延期期日	完成期日　年　月　日（　日間）
8 延期の理由	

（省 略）

【備考】

押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 29 号（約款第 31 条第２項関係） 完成検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 31 条第２項に規定する完成検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ ~~２ 検 査 員　課　係（検 査 員 氏 名）~~ （省 略）	様式第 29 号（約款第 31 条第２項関係） 完成検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 31 条第２項に規定する完成検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ ~~；~~ （省 略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 29-2 号（約款第 37 条第３項関係） 既済部分検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 37 条第３項に規定する既済部分検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　　年　月　日から　　年　月　日まで 記 １　検　査　日　　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ ~~２　検　査　員　　課　　係　（検査員氏名）~~ （省 略）	様式第 29-2 号（約款第 37 条第３項関係） 既済部分検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 37 条第３項に規定する既済部分検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　　年　月　日から　　年　月　日まで 記 １　検　査　日　　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ （省 略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 29-3 号（約款第 38 条第１項，第 31 条第２項関係） 一部完成検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 38 条第１項及び第 31 条第２項に規定する一部完成検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ ~~２ 検 査 員　課　係（検 査 員 氏 名）~~ （省 略）	様式第 29-3 号（約款第 38 条第１項，第 31 条第２項関係） 一部完成検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 38 条第１項及び第 31 条第２項に規定する一部完成検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ＜検査日　日遅延：契約書第　条　項適用＞ （省 略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 29-4 号 中間検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，中間検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ~~２ 検 査 員　課　係（検 査 員 氏 名）~~ （省 略）	様式第 29-4 号 中間検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，中間検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） （省 略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 29-5 号（約款第 52 条第１項関係） 精算検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 52 条第１項に規定する精算検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） ~~２ 検 査 員　課　係　（検 査 員 氏 名）~~ （省 略）	様式第 29-5 号（約款第 52 条第１項関係） 精算検査日通知書 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 年　月　日請負契約を締結した次の工事について，工事請負契約書第 52 条第１項に規定する精算検査日を下記のとおり通知します。 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 工 事 場 所 ４ 契 約 工 期　年　月　日から　年　月　日まで 記 １ 検 査 日　年　月　日（　） （省 略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第30号（約款第31条関係） 年　月　日 受　注　者　　様 仙台市水道事業管理者 印 検　査　結　果　通　知　書 年　月　日付けで契約締結した下記工事について完成検査~~の結果合格（不合格）と認定~~したので工事請負契約書第３１条の規定に基づき結果を通知します。 記 １　設　計　番　号 ２　工　　事　名 ３　工　事　場　所 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住所 商号又は名称 代表者氏名　印 工　事　目　的　物　引　渡　書 上記の工事が完成したので工事請負契約書第３１条の規定に基づき引渡しいたします。 上記の工事目的物を引受けました。 年　月　日 仙台市水道事業管理者 印 （省　略）	様式第30号（約款第31条関係） 年　月　日 受　注　者　　様 仙台市水道事業管理者 印 検　査　結　果　通　知　書 年　月　日付けで契約締結した下記工事について完成検査を実施したので、工事請負契約書第３１条の規定に基づき結果を通知します。 記 １　設　計　番　号 ２　工　事　件　名 ３　工　事　場　所 ４　検　査　結　果 ５　そ　の　他 以 ※ 本検査結果通の通知をもって工事目的物の引渡しを受けない場合は以下を斜線する。 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住所 商号又は名称 代表者氏名　印 工　事　目　的　物　引　渡　書 上記の工事が完成したので工事請負契約書第３１条の規定に基づき引渡しいたします。 上記の工事目的物を引受けました。 年　月　日 仙台市水道事業管理者 印 （省　略）	検査日通知関係改定

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 30 号の 2（工事成績評定要綱様式 2 号：同 10 条関係） 年　月　日 受注者 様 仙台市水道事業管理者 印 工事成績評定通知書 年　月　日付けで請負契約を締結した次の工事について，仙台市水道局工事成績評定要綱第 10 条の規定により，下記のとおり評定した結果を通知します。 なお，評定の結果に疑問があるときには，この通知を受けた日から起算して 14 日（「休日」を含む）以内に，書面により，説明を求めることができる。 記 １ 設 計 番 号 ２ 工 事 件 名 ３ 完成検査日 ４ 成績評定点 ５ 問合わせ先　部　課　係（場） （担当部署）　TEL　内線（　） （省 略）	（省 略）	削除 （検査事務要綱への掲載で足るため削除）

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 33 号（約款第 31 条第６項関係） 修補完了届 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住 所 氏 名　　㊞ 年　月　日付けで修補指示のあった箇所について修補が完了しましたので，工事請負契約書第 31 条第６項の規定に基づき，修補完了届を提出します。 記 1 設計番号 2 工事件名 3 工事場所 4 契約年月日　年　月　日（最終変更契約　年　月　日） 5 契約工期　当初契約工期　年　月　日から　年　月　日まで （原契約最終工期　年　月　日まで） 6 修補完了日　年　月　日（指示された修補期限　年　月　日） 7 請負代金額　原契約金額　金　円（当初契約金額　金　円） （摘　要） （省 略）	様式第 33 号（約款第 31 条第６項関係） 修補完了届 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住 所 氏 名 年　月　日付けで修補指示のあった箇所について修補が完了しましたので，工事請負契約書第 31 条第６項の規定に基づき，修補完了届を提出します。 記 1 設計番号 2 工事件名 3 工事場所 4 契約年月日　年　月　日（最終変更契約　年　月　日） 5 契約工期　当初契約工期　年　月　日から　年　月　日まで （原契約最終工期　年　月　日まで） 6 修補完了日　年　月　日（指示された修補期限　年　月　日） 7 請負代金額　原契約金額　金　円（当初契約金額　金　円） （摘　要） （省 略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第34号（約款第34条の2関係） **中間前金払認定請求書** 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住所 氏名　　~~印~~ 年　月　日付けで契約締結した下記工事について，工事請負契約書第34条の2の規定に基づく中間前金の請求をしたいので，要件を具備していることを認定されるよう請求します。 記 設計番号 工事件名 工事場所 工　期　年　月　日 から　年　月　日 まで 請負代金額 摘　要 （省 略）	様式第34号（約款第34条の2関係） **中間前金払認定請求書** 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者　住所 氏名 年　月　日付けで契約締結した下記工事について，工事請負契約書第34条の2の規定に基づく中間前金の請求をしたいので，要件を具備していることを認定されるよう請求します。 記 設計番号 工事件名 工事場所 工　期　年　月　日 から　年　月　日 まで 請負代金額 摘　要 （省 略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第 45 号（仕様 1-17 関係） 工事現場発生品引渡書 年　月　日 総括監督員 様 受 注 者 名 現場代理人氏名　～~~印~~ 下記工事における現場発生品について引き渡します。 記 1 設計番号 2 工事件名 3 現場発生品 品名 / 規格 / 単位 / 数量 / 発生工種 / 摘要 上記の引渡しを受けました。 年　月　日 課・公所名 / 総括監督員 / 主任監督員 / 監督員 / 布設工事監督者 / 主任(監理)技術者 ※2 部提出，1 部返却。 （省 略）	様式第 45 号（仕様 1-17 関係） 工事現場発生品引渡書 年　月　日 総括監督員 様 受 注 者 名 現場代理人氏名 下記工事における現場発生品について引き渡します。 記 1 設計番号 2 工事件名 3 現場発生品 品名 / 規格 / 単位 / 数量 / 発生工種 / 摘要 上記の引渡しを受けました。 年　月　日 課・公所名 / 総括監督員 / 主任監督員 / 監督員 / 布設工事監督者 / 主任(監理)技術者 ※2 部提出，1 部返却。 （省 略）	押印見直し

<table>
<tr><th>【現行】</th><th>【改定案】</th><th>【備考】</th></tr>
<tr>
<td>
様式第 49 号（仕様 1-22 関係）

品　質　証　明　書

年　月　日
総括監督員
様

受 注 者 名
現場代理人氏名　印

別紙検査表により検査した結果，工事請負契約書，図面，仕様書，その他の関係図書に示されている品質を確保していることを確認しましたので下記のとおり提出します。

記

<table>
<tr><td>1 設 計 番 号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>2 工 事 件 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>3 工 事 場 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>4 契約年月日</td><td colspan="5">年　月　日（最終変更契約　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>5 請負代金額</td><td colspan="5">原契約金額　金　円（当初契約金額　金　円）</td></tr>
<tr><td>6 契 約 工 期</td><td colspan="5">当初契約工期　年　月　日から　年　月　日まで
（原契約最終工期　年　月　日まで）</td></tr>
<tr><td colspan="6">7 社内検査記事</td></tr>
<tr><td>社内検査項目</td><td>実施日</td><td>箇　所</td><td>社内検査員氏名　（印）</td><td colspan="2">記　事</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>課・公所名</td><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>監督員</td><td>布設工事監督者</td><td>主任(監理)技術者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（省 略）
</td>
<td>
様式第 49 号（仕様 1-22 関係）

品　質　証　明　書

年　月　日
総括監督員
様

受 注 者 名
現場代理人氏名　印

別紙検査表により検査した結果，工事請負契約書，図面，仕様書，その他の関係図書に示されている品質を確保していることを確認しましたので下記のとおり提出します。

記

<table>
<tr><td>1 設 計 番 号</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>2 工 事 件 名</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>3 工 事 場 所</td><td colspan="5"></td></tr>
<tr><td>4 契約年月日</td><td colspan="5">年　月　日（最終変更契約　年　月　日）</td></tr>
<tr><td>5 請負代金額</td><td colspan="5">原契約金額　金　円（当初契約金額　金　円）</td></tr>
<tr><td>6 契 約 工 期</td><td colspan="5">当初契約工期　年　月　日から　年　月　日まで
（原契約最終工期　年　月　日まで）</td></tr>
<tr><td colspan="6">7 社内検査記事</td></tr>
<tr><td>社内検査項目</td><td>実施日</td><td>箇　所</td><td>社内検査員氏名　（印）</td><td colspan="2">記　事</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td colspan="2"></td></tr>
</table>
<table>
<tr><td>課・公所名</td><td>総括監督員</td><td>主任監督員</td><td>監督員</td><td>布設工事監督者</td><td>主任(監理)技術者</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>
（省 略）
</td>
<td>押印見直し</td>
</tr>
</table>

【現行】

様式第51号（仕様1-34関係）

事故報告書

年　月　日

総括監督員

様

受　注　者　名

現場代理人氏名　　印

事故が発生しましたので，下記のとおり報告します。

記

1 設 計 番 号	
2 工 事 件 名	
3 工 事 場 所	
4 請負代金額	
5 契 約 工 期	
6 災害発生日時及び天候	
7 災害発生場所	
8 被災（労働）者（物損は損害対象物）	（年齢・性別・経験年数等）
9 被災者の所属会社（第三者は住所等）	（建設業許可番号・業者名・所在地・元請下請種別等）
10 傷病の状況（物損は損害程度等）	

【改定案】

様式第51号（仕様1-34関係）

年　月　日

事故報告書

（課公所長）

様

受　注　者　名

現場代理人氏名

事故が発生しましたので，下記のとおり報告します。

記

1 工　事　名	
2 事故発生日時及び天候	
3 事故発生場所	
4 事故の種類	（労働災害・もらい事故・第三者災害・物損災害等の中から選択すること。）
5 被災者又は損害対象物	（労働災害・もらい事故・第三者災害等は、年齢・性別・経験年数等。個人名等は、記載しないこと。）
6 被災者の所属会社	（元請下請種別・建設業許可番号・業者名・所在地等。なお、第三者の場合は、記載する必要はない。）
7 傷病の状況又は損害程度	
8 傷病又は損害の経過	
9 事故発生状況	（作業場所・作業内容・作業環境・作業状況等）

【備考】

建設工事等の安全に関する要綱等の改正

【現行】	【改定案】	【備考】

11 傷病の経過 （物損は損害経過等）	
12 災害発生状況	（作業場所・作業内容・作業環境・作業状況等）
13 災 害 原 因	（物的原因・人的原因・管理的原因等）
14 災害発生時の現場管理状況	（現場代理人・主任技術者・監理技術者資格専任状況・就労者数・施設及び機械の状況等）
15 安全管理状況	（作業前ミーティング状況・作業指揮者状況・監視人状況等）
16 法令違反等の事実	（労働安全衛生法等）
17 労働基準監督署の見解	（使用停止命令・是正勧告書・是正報告書・指導票 年月日 等）
18 警察署の見解	
19 再発防止対策	（災害原因に対する改善策）
20 改善の確認	（確認月日・確認方法）
21 被害者に対する補償	
22 その他必要事項	
23 添 付 書 類	（位置図・見取図・写真・診断書・損害見積書等）

※ 事故報告の様式は，任意とする。なお、上記のような内容を必要により記載する。

（省 略）

10 事故原因	（物的原因・人的原因・管理的原因の面から，それぞれ記載すること）
11 事故発生時の現場管理状況	（現場代理人・主任技術者・監理技術者資格専任状況・就労者数・施設及び機械の状況等）
12 安全管理状況	（作業前ミーティング状況・作業指揮者状況・監理人状況等）
13 法令違反等の事実	（労働安全衛生法等）
14 労働基準監督署の見解	（使用停止命令・是正勧告書・是正報告書・指導票 年月日 等）
15 警察署の見解	
16 再発防止対策	（事故原因に対する改善策を，人的対策・物的対策・管理的対策の面から，それぞれ記載をすること。）
17 受注者における改善の確認	（確認月日・確認方法等）
18 被災者に対する補償	
19 その他必要事項	
20 添付書類	（位置図・見取図・写真等）

※1 労働災害・もらい事故・死傷公衆災害の場合，かつ，病院で受診した場合は，事故報告書を提出する際に診断書を監督職員に提示のみとする。添付書類としては、提出しない。

※2 事故報告の様式は、任意とする。なお、上記のような内容を必要により記載する。

（省 略）

【現行】	【改定案】	【備考】
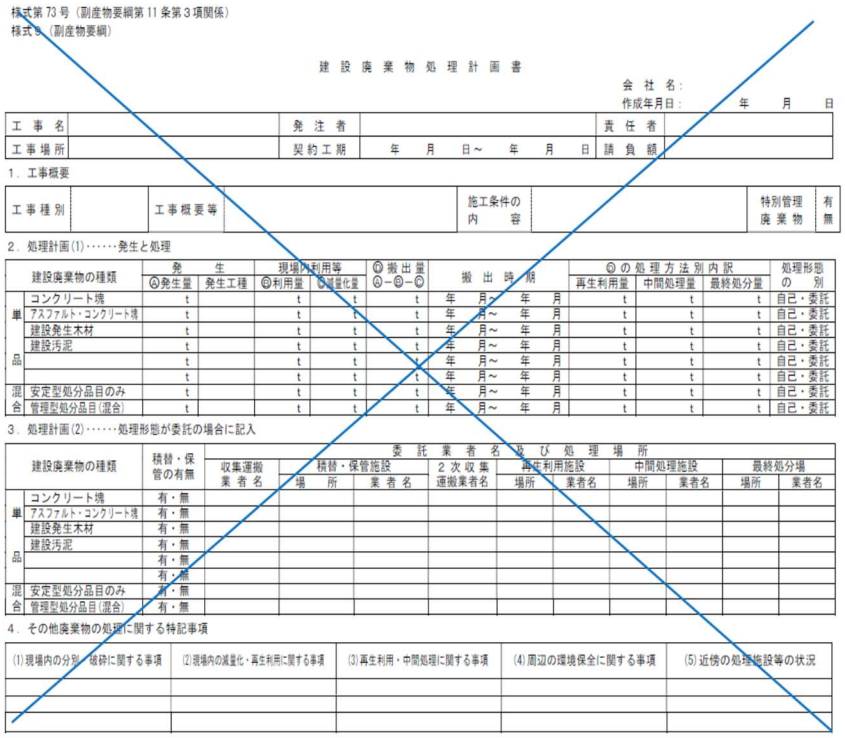 様式第73号（副産物要綱第11条第3項関係） 様式9（副産物要綱） 建設廃棄物処理計画書 会社名： 作成年月日：　年　月　日 工事名 / 発注者 / 責任者 工事場所 / 契約工期　年　月　日～　年　月　日 / 請負額 1．工事概要 工事種別 / 工事概要等 / 施工条件の内容 / 特別管理廃棄物 有無 2．処理計画(1)……発生と処理 建設廃棄物の種類 / 発生 Ⓐ発生量 / 発生工種 / 現場内利用等 Ⓑ利用量 / Ⓒ減量化量 / Ⓓ搬出量 Ⓐ−Ⓑ−Ⓒ / 搬出時期 / Ⓓの処理方法別内訳 再生利用量 / 中間処理量 / 最終処分量 / 処理形態の別 単品：コンクリート塊 / アスファルト・コンクリート塊 / 建設発生木材 / 建設汚泥 / 混合：安定型処分品目のみ / 管理型処分品目（混合） 3．処理計画(2)……処理形態が委託の場合に記入 建設廃棄物の種類 / 積替・保管の有無 / 委託業者名及び処理場所：収集運搬業者名 / 積替・保管施設 場所 / 業者名 / 2次収集運搬業者名 / 再生利用施設 場所 / 業者名 / 中間処理施設 場所 / 業者名 / 最終処分場 場所 / 業者名 4．その他廃棄物の処理に関する特記事項 (1)現場内の分別・破砕に関する事項 / (2)現場内の減量化・再生利用に関する事項 / (3)再生利用・中間処理に関する事項 / (4)周辺の環境保全に関する事項 / (5)近傍の処理施設等の状況 （省　略）	（省　略）	R5.4.24 改定 仙台市水道局発注工事における建設副産物適正処理推進要綱 （改定内容） 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書の内容と重複する部分が多いことから、事務作業簡素化のため削除

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第80号（約款第4条等） に 関 す る 請 求 書 年　　月　　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名　　~~印~~ 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり請求します。 記 使用例：請負契約書第4条第5項の規定の基づく保障の額の減額の請求等の場合使用 （省 略）	様式第80号（約款第4条等） に 関 す る 請 求 書 年　　月　　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり請求します。 記 使用例：請負契約書第4条第5項の規定の基づく保障の額の減額の請求等の場合使用 （省 略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第82号（約款第15条等） に関する通知書 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名　~~印~~ 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり通知します。 記 使用例　請負契約書第15条第2項の規定に基づく支給材料等が適当でない場合の通知等に使用 （省　略）	様式第82号（約款第15条等） に関する通知書 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり通知します。 記 使用例　請負契約書第15条第2項の規定に基づく支給材料等が適当でない場合の通知等に使用 （省　略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】
様式第84号（約款第33条等） に関する承諾書 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名　~~印~~ 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり承諾します。 記 使用例　請負契約書第33条の規定に基づく部分使用に係る受注者の承諾等の場合に使用 （省　略）	様式第84号（約款第33条等） に関する承諾書 年　月　日 仙台市水道事業管理者 様 受注者 住所 氏名 〇〇年〇月〇日付けで契約締結した〇〇工事の〇〇に関して，契約書第〇〇条の規定に基づき下記のとおり承諾します。 記 使用例　請負契約書第33条の規定に基づく部分使用に係る受注者の承諾等の場合に使用 （省　略）	押印見直し

【現行】	【改定案】	【備考】

様式第 90 号（仕様 1-10 第 1 項関係）

年　月　日

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の注文者名
現場代理人名（所長名）

【報告下請負業者】
住所
Tel・fax：
会社名
代表者名　㊞

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日
		契約額	（円）

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業者整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（省 略）

様式第 90 号（仕様 1-10 第 1 項関係）

年　月　日

建設業法・雇用改善法等に基づく届出書（変更届）
（再下請負通知書様式）

直近上位の注文者名
現場代理人名（所長名）

【報告下請負業者】
住所
Tel・fax：
会社名
代表者名

元請名称	

《自社に関する事項》

工事名称及び工事内容			
工期	自　年　月　日 至　年　月　日	注文者との契約日	年　月　日
		契約額	（円）

建設業の許可	施工に必要な許可業種	許可番号	許可（更新）年月日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日
	工事業	大臣　特定 知事　一般　第　号	年　月　日

健康保険等の加入状況	保険加入の有無	健康保険	厚生年金保険	雇用保険
		加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外	加入　未加入 適用除外
	事業者整理記号等	営業所の名称	健康保険	厚生年金保険	雇用保険

監督員名		安全衛生責任者名	
権限及び意見申出方法		安全衛生推進者名	
現場代理人名		雇用管理責任者名	
権限及び意見申出方法		※専門技術者名	
※主任技術者名	専任 非専任	資格内容	
資格内容		担当工事内容	

外国人建設就労者の従事の状況（有無）	有　無	外国人技能実習生の従事の状況（有無）	有　無

（省 略）

押印見直し

工事共通仕様書（土木・配管工事編） 付則３ 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】
付則３ 完 成 図 等 作 成 基 準 令和~~４~~年~~４~~月 仙 台 市 水 道 局	付則３ 完 成 図 等 作 成 基 準 令和６年４月 仙 台 市 水 道 局	

【現行】

（省　略）

付則３　完成図等作成基準

Ｉ－８（提出媒体と部数）

１．完成検査に先立ち提出する図面は下記を標準とする。

（表省略）

２．完成検査後に提出する図面は下記を標準とする。

用途			媒体	体裁	部数	備考
④	配管管理図更新用	CAD 製図・手描きの場合（完成図）	A1 白色用紙に打ち出し	丸め	１部	路面復旧図は不要
				折り	１部	
⑤	引継ぎ用		A1 青焼きまたは白焼き	局図袋折り	１部	

３．完成検査後に図面の手直しを行った場合は、第１項②保存図書用および③立会い用図面について、差し替え図面を提出すること。この場合③立会い用は全て局図袋折りとする。

４．第１～３項について、局内の維持管理部所や道路管理者の所管が複数にまたがる場合や、非常用飲料貯水槽、圧力調整弁、流量計、電気防食など特殊な設備を設置した場合は、適宜その引継ぎ先分の部数を追加すること。

【改定案】

（省　略）

付則３　完成図等作成基準

Ｉ－８（提出媒体と部数）

１．完成検査に先立ち提出する図面は下記を標準とする。

（表省略）

２．完成検査後に提出する図面は下記を標準とする。

用途			媒体		体裁	部数	備考
④	配管管理図更新用	電子ファイリング用	右記のどちらかを選択	（紙の場合）A1 白色用紙に印刷	丸め	1部	路面復旧図は不要
				（電子データの④場合）PDF または TIFF（※）	CD-R	1部	
		GIS 更新作業用	A1 白色用紙に打ち出し		折り	1部	
⑤	引継ぎ用		A1 白色用紙に印刷		局図袋折り	1部	

※電子データの場合の仕様・規格は以下のとおりとする。

データ形式	項　目	内　容
PDF・TIFF（共通）	用紙サイズ	A1
	色	モノクロ（グレースケール不可）
	データ容量	図面1葉あたり 100～300KB 程度 ※文字を判読できる範囲内で、可能な限り小容量とすること
TIFF	解像度	300dpi
	圧縮形式	CCITT(FAX4)

３．完成検査後に図面の手直しを行った場合は、第１項②保存図書用および③立会い用図面について、差し替え図面を提出すること。この場合③立会い用は全て局図袋折りとする。

４．第１～３項について、局内の維持管理部所や道路管理者の所管が複数にまたがる場合や、非常用飲料貯水槽、圧力調整弁、流量計、電気防食など特殊な設備を設置した場合は、適宜その引継ぎ先分の部数を追加すること。

【備考】

【現行】	【改定案】	【備考】
参考１：(省略)	参考１：(省略)	
	参考２：電子データ収録用 CD-R の提出例 ・CD-R 本体・・・図面管理番号、設計番号、工事件名を記載 （例：移設〇〇、水〇〇第〇-〇号、〇〇工事） ※付箋紙ははがれやすいので、しっかりと貼り付けること。 ・図面は１枚ごと・・・図面管理番号順、ファイル名は「通し番号＋図面名称＋図番」 （例：01_配管平面図１／４、06_給水装置切替図２／２、07_総括表、等） ※複数の図面を一つのファイルにしないこと。 ・各許可書の写し・・・仙台市道以外の各種占用許可書、土地使用承諾書等の写し、位置図も可。A３、A４可。ファイル名を必ず入れること。 ※仙台市道の占用許可書及び位置図は紙提出。 ・電子ファイリング登録作業が済んだ CD-R は再フォーマットして担当者へ返却 ・・・残容量分の使用が可能なので、再利用すること。	
参考２：図面の引渡し先 ① 財務課管財係、監督員 ② 原議に綴じる ③ 南東北西配水課維持係・・・・・・・・観音開き簡易製本 消防局（消火栓設置の場合）・・・局図袋折り ④ 配水管理課水運用係（※１） ⑤ 給水装置課給水装置係、道路管理者 （※１） 引渡し時には道路占用許可証（写）、土地使用承諾書（写）等も添付のこと	参考３：図面の引渡し先 ① 財務課管財係、監督員 ② 原議に綴じる ③ 南東北西配水課維持係・・・・・・・・観音開き簡易製本 消防局（消火栓設置の場合）・・・局図袋折り ④ 配水管理課水運用係（※１） ⑤ 給水装置課給水装置係、道路管理者 （※１） 引渡し時には道路占用許可証（写）、土地使用承諾書（写）等も添付のこと	

工事共通仕様書（土木・配管工事編）奥付 新旧対照表

【現行】	【改定案】	【備考】

【現行】

仙台市水道局　土木・配管工事関係共通仕様書等　改定経過

昭和 53 年 9 月 1 日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」	
昭和 59 年 4 月 1 日	「管工事共通仕様書」	
平成　元年 4 月 1 日	「水道工事共通仕様書」	
平成　3 年　8 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定
平成 10 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 16 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 18 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 18 年 10 月 1 日	〃	一部改定
平成 19 年　4 月 1 日	〃	一部改定
平成 23 年　5 月 1 日	〃	一部改定
平成 24 年　4 月 1 日	〃	一部改定
平成 25 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 26 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 27 年　4 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定
平成 28 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 29 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 30 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 31 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　2 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　4 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　5 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　5 年　5 月 1 日	〃	改定

工事共通仕様書（土木・配管工事編）

初　版	平成　3 年 8 月 1 日	改定版	平成 31 年 4 月 1 日
改定版	平成 10 年 4 月 1 日	改定版	令和　2 年 4 月 1 日
改定版	平成 16 年 4 月 1 日	改定版	令和　4 年 4 月 1 日
改定版	平成 18 年 4 月 1 日	改定版	令和　5 年 4 月 1 日
改定版	平成 25 年 4 月 1 日	改定版	令和　5 年 5 月 1 日
改定版	平成 26 年 4 月 1 日		
改定版	平成 27 年 4 月 1 日		
改定版	平成 28 年 4 月 1 日		
改定版	平成 29 年 4 月 1 日		
改定版	平成 30 年 4 月 1 日		

編　集　水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）

発　行　仙　台　市　水　道　局

【改定案】

仙台市水道局　土木・配管工事関係共通仕様書等　改定経過

昭和 53 年 9 月 1 日	「工事共通仕様書」 「管工事編細則」	
昭和 59 年 4 月 1 日	「管工事共通仕様書」	
平成　元年 4 月 1 日	「水道工事共通仕様書」	
平成　3 年　8 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・管工事編）」	制定
平成 10 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 16 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 18 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 18 年 10 月 1 日	〃	一部改定
平成 19 年　4 月 1 日	〃	一部改定
平成 23 年　5 月 1 日	〃	一部改定
平成 24 年　4 月 1 日	〃	一部改定
平成 25 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 26 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 27 年　4 月 1 日	「工事共通仕様書（土木・配管工事編）」	改定
平成 28 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 29 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 30 年　4 月 1 日	〃	改定
平成 31 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　2 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　4 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　5 年　4 月 1 日	〃	改定
令和　5 年　5 月 1 日	〃	改定
令和　6 年　4 月 1 日	〃	改定

工事共通仕様書（土木・配管工事編）

初　版	平成　3 年 8 月 1 日	改定版	平成 31 年 4 月 1 日
改定版	平成 10 年 4 月 1 日	改定版	令和　2 年 4 月 1 日
改定版	平成 16 年 4 月 1 日	改定版	令和　4 年 4 月 1 日
改定版	平成 18 年 4 月 1 日	改定版	令和　5 年 4 月 1 日
改定版	平成 25 年 4 月 1 日	改定版	令和　5 年 5 月 1 日
改定版	平成 26 年 4 月 1 日	改定版	令和　6 年 4 月 1 日
改定版	平成 27 年 4 月 1 日		
改定版	平成 28 年 4 月 1 日		
改定版	平成 29 年 4 月 1 日		
改定版	平成 30 年 4 月 1 日		

編　集　水道局設計・積算基準担当者連絡会議（土木・配管工事部会）

発　行　仙　台　市　水　道　局